

谷山第二地区 第36号

区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課
〒891-0141
鹿児島市谷山中央五丁目26番7号

谷山第二地区係	Tel099-269-8436 (直通)
工事係	Tel099-269-2141 (直通)
補償係	Tel099-269-8437 (直通)
谷山駅周辺地区係	Tel099-269-8435 (直通)

変更の内容

◎資金計画の変更

変更前 323億円
 変更後 324.8億円 (1.8億円増額)

◎施行期間の変更

変更前 平成9年度から平成28年度
 (工事概成:平成26年度)
 変更後 平成9年度から平成32年度
 (工事概成:平成29年度)

◎事業計画変更の年月日(公告日)

平成28年2月4日

谷山第二地区土地区画整理事業については、これまで皆様のご理解とご協力を頂きながら、建物移転や道路工事等を進めてきました。谷山第二地区施行区域内は既に大部分が工事概成し、現在、本城公園西側と谷山地区連続立体交差事業の仮線路の影響部を残すのみとなっております。

谷山地区連続立体交差事業の高架切替及び、仮線路や慈眼寺駅仮駅舎の撤去時期の目的がたつたことから、事業期間の延伸等について国・県等と協議を行っていましたが、この度、協議が整ったことを受け、左記のとおり事業計画を変更いたしました。

事業完了をお待ちの皆様にはご迷惑をおかけしますが、何とぞご理解とご協力をよろしくお願い致します。

※なお、事業計画書(第5回変更)は谷山都市整備課でご覧になれます。詳しくは『谷山第二地区係』にお問い合わせください。

谷山第二地区土地区画整理事業の事業計画(第5回変更)について

平成二十七年度の進捗状況

谷山第二地区土地区画整理事業につきましては、平成二十七年度も皆様方のご理解とご協力をいただきながら進めました。

岩下橋の橋梁架け替えや、区画道路の整備、敷地造成の一部などが完成し、平成二十八年三月二十六日には谷山地区連続立体交差事業の高架切替が完了しました。工事期間中は、何かとご迷惑をおかけしましたが、ご協力いただきありがとうございました。

平成二十七年度末での進捗状況は、変更後の事業費に対して約九十七・八%となっております。



鹿児島市では、明治維新(1868年)から150年を迎える2018年(平成30年)までの期間、カウントダウンをしながら、その年ごとに、近代日本の礎を築いた鹿児島に関わりが深い出来事を題材にイベントをおこなっていきます。

“維新のふるさと鹿児島市”の取組みに、ご期待ください。



平成二十八年度の予算について

平成二十八年度の谷山第二地区土地区画整理事業の当初予算は、約三億三千九百万円で主な内容は次のとおりです。

- 区画道路築造工事
- 宅地整地
- 維持補修工事等
- 出来形確認測量等

木之下川改修事業の当初予算は、約二億八百万円で主な内容は次のとおりです。

- 護岸工
- その他、連続立体交差事業への負担金の支出等

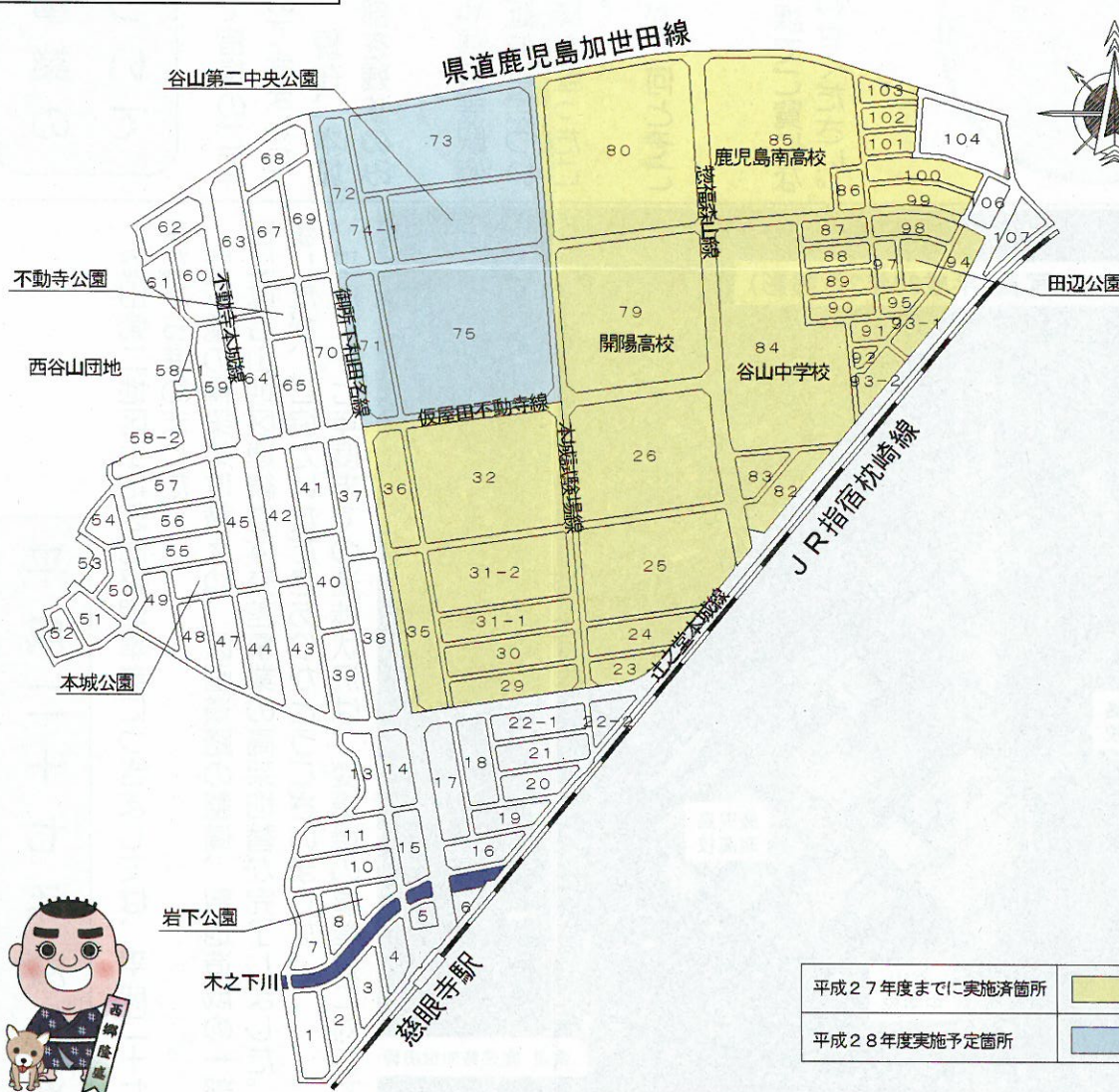
今年度も事業を円滑に進めることができますよう、引き続き皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
なお、今年度以降に工事を予定している箇所は、図のとおりです。

平成28年度以降施工予定図



※国からの交付金交付額の変動等により、事業内容を変更することがあります。
※ピンク色部分は工事予定箇所であり、使用収益開始時期については、別途、お問い合わせください。

平成28年度作業予定図



出来形確認測量について(お願い)

谷山第二地区土地区画整理事業におきましては、工事概成している街区及び宅地について、平成二十六年より出来形確認測量を実施しております。出来形確認測量とは、将来行う換地計画の作成・換地処分先立って街区及び画地の位置、形状及び面積等を確認することを目的としており、将来における皆様方の権利面積の確定や清算金の確定の上でも重要な作業となります。

平成二十八年度の実施箇所といたしましては、水色着色箇所を予定しております。

測量の実施にあたって、鹿児島市が委託した業者が土地への立ち入りをお願いすることがあります。このような場合、調査員は鹿児島市が発行する土地立ち入り認定証を携帯しておりますので、ご協力をお願いします。
なお、ご不明な点がございましたら、『**谷山第二地区係**』にお問い合わせください。

共有名義の土地について

○ 私道などの共有名義の土地を所有されている方については、持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、名義は共有名義のまま残ることになります。共有名義を単有名義にするためには、次の二通りがあります。

- ① 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法
- ② 換地処分後に共有者がお互いの持分を放棄して、単有名義にする方法

なお、鹿児島市では名義変更はできません。名義の変更は、関係者でご協議のうえ、権利者自身で行っていただくこととなります。

みなさまへのお願い

○ 電柱については、宅地への出入りの支障にならない位置に、九州電力・NTTの各事業者が設置しますが、その設置位置について各事業者から皆様方に協力依頼がある場合がございます。その際は、生活に欠かせない重要なライフラインでありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- 以下の場合、届出又は許可が必要になります。
 - ・登記名義人が変わったとき。
 - ・(登記簿謄本の写しを添付して下さい)
 - ・住所を変更したとき。
 - ・代理人を定めたとき。
 - ・土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。(法七六条許可)
- 詳しくは『**谷山第二地区係**』にお問い合わせください。